

④ 業務の継続(受理証明書の更新)について

麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届受理証明書の有効期間は、業務の届出のあった日から5年を経過した日の属する年の6月30日までです。継続して業務を行う場合は、有効期間の満了する年の5月1日から6月20日までの間に更新の手続きをする必要があります。

1. 提出書類

- * 麻薬等原料輸入(輸出)業務届受理証明願(別添様式を利用下さい) 正本1部
- * 登記簿謄本またはその写し(但し3ヶ月以内に発行されたもの) 1部
- * 受理証明書原本(有効期間が満了する証明書) 1部
(コピー可、コピーの送付の場合は、後日返納すること)
- * 返信用封筒【受理証明書を郵送での受取りを希望する方】 1枚
簡易書留以上の返信手段(宛先を明記の上、A4サイズ以上の封筒、送料は自己負担です。)

2. 記載方法

- (1) この受理証明願は、業務届を提出して5年後の有効期間満了後も引き続き業務を継続する場合に提出して下さい。A4規格の別添様式を用いて、記載例に沿って記載して下さい。
なお、当該手引きをFAXで入手した方は、インク消しを用いて、再度コピーする等して、FAXした痕が無い用紙を使用して下さい。
- (2) 有効期間の満了する時期は、届出が込み合い、証明書の発行が遅れるおそれもありますので早めの更新手続きをお勧めします。
なお、有効期間を逸して更新される場合、上記提出書類に加えて理由書の提出を求めますのでご承知おき下さい。
- (3) 証明書番号欄は、従前の証明書の番号を記載して下さい。
- (4) 届出年月日欄は、最初の業務届の届出年月日を記載して下さい。
- (5) 所在地、名称の記載は営業所の所在地、営業所の名称を業務届(業務変更届を提出している場合は最新の業務変更届)の記載事項のとおり記載して下さい。
ただし、証明願の提出にあたり、社名や取扱品目等の変更等がある場合は、変更届も同時に提出して下さい。
- (6) 証明願の理由欄は、「有効期間満了による。」と記載して下さい。その際、同欄には受理証明書に記載されている有効期間満了日の日付を記載して下さい。
- (7) 住所欄の記載事項
登記簿記載の本店の所在地(外国に本店がある場合、日本における支店)
- (8) 氏名欄
名称(商号)及び代表者(最高責任者)の氏名
* なお、個人の場合は、住民票記載事項を、外国人の場合、外国人登録証記載事項を記載して下さい。
- (9) 欄外には、届出事業所等の連絡担当者の所属・氏名・電話番号・FAX番号を記載して下さい。

(更新の場合の記載例)

↓ 輸入又は輸出を記載

麻薬等原料.....業者 業務届受理証明願			
証明書番号	〇〇第5△-×××号	届出年月日	〇年△月□日
麻薬等原料営業所	所在地	東京都〇〇区××1-2-3 ☆☆ビル	
	名称	◇△株式会社 □▽支店	
証明願の理由	有効期間満了による。(●年▲月■日) ↑ 受理証明書記載の有効期間		
上記の理由により、麻薬等原料.....業者業務届の受理を証明願います。 ↑ 輸入又は輸出を記載			
令和 年 月 日 ←日付は届出日(郵送の場合は投函日)を記載			
↓ 登記簿の本店の所在地			
住所 東京都☆☆区△▽3-4-5			
氏名 ◇△株式会社			
代表取締役 関東信越 次郎			
↓ 業務所の所在地を管轄する厚生局名を記載			
関東信越 厚生(支)局麻薬取締部長 殿			

担当者 〇〇部 麻薬次郎

TEL: 03 (XXXX) XXXX

FAX: 03 (XXXX) XXXX

麻薬等原料 _____ 業者
業務届受理証明願

証 明 書 番 号		届出年月日	
麻薬等原料営業所	所在地		
	名 称		
証 明 願 の 理 由			

上記の理由により、麻薬等原料 _____ 業者業務届の受理を証明願います。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

厚生(支)局麻薬取締部長 殿

担当者

TEL: ()

FAX: ()